

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

10. ブラジル

(1) 認証・証明マークに関する特別な保護制度の概要

証明標章制度により保護される。

(i) 定義

知的財産権法第123条（II）に下記のとおり定義されている。

知的財産権法第123条：

本法の適用上、次に掲げる定義が適用される。

(II) 証明標章：ある製品又はサービスが、品質、特性、使用した原料及び方法等に関し、一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章

(ii) 証明商標の識別性に関する特別の規定

上記定義規定以外に、特別の規定は存在しない。

(iii) 主体要件

- ・ 自然人、又は公法若しくは私法に基づく法人（第128条）
- ・ 証明標章については、証明の対象とする製品又はサービスに直接の商業的又は工業的利害関係を有していない法人に限り、その登録出願をすることができる（第128条(3)）。

(iv) 証明標章の出願時に必要な提出書類

証明標章の登録出願には、次に掲げる事項を記載しなければならない（第148条）。

- ・ 証明の対象とする製品又はサービスの特徴（第148条（I））
- ・ 標章所有者が採用する予定の管理措置（第148条（II））

(v) 使用規則の取り扱い

1) 規則に記載すべき項目（商標マニュアル5.15）

- ・ 証明の対象となる商品又は役務の特徴。商品又は役務の種類、品質、性質、使用材料、製造 [方法]、又はサービスの提供 [方法] について、特に出願人が重要だと考える事柄を説明すること。
- ・ 証明の対象となる商品又は役務について規定する特定の法律、規則又は技術仕様がある場合には、製法に添付する必要がある。
- ・ 証明の対象となる商品又は役務が基準に一致していることを証明するために、商標権者が用いる管理措置、ならびに、不適切な商標の使用の場合の制裁

2) 規則の審査

明確な規定はない。

3) 規則の公開

明確な規定はない。

(vi) 証明標章に係る権利の効力、第三者の正当な使用に対する調整規定

いずれも通常商標と同じである。

(vii) 商標権者自身の使用の可否

使用できない。証明標章については、証明の対象とする製品又はサービスに直接の商業的又は工業

的利害関係を有していない法人に限り、その登録出願をすることができる。第128条(3))。

(viii) 商標権者の管理義務違反

使用規約に規定したものと異なる条件の下で標章が使用されたことは消滅事由となる（第151条(II)）。

(ix) 許諾によりマークを使用する者の取り扱い、不使用取消し

- 1) 許諾によりマークを使用する者を使用権者とみなす旨の規定、法定の実施権等の規定はない。なお、証明標章を使用するためにはライセンスを必要とせず、使用規約中に記載されている使用許可をもって足りるものとされている（第150条）
- 2) 許諾によりマークを使用する者は、損害賠償訴訟を提起できると解される。
- 3) 権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されると解される。
- 4) 許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れると解される。許諾によりマークを使用する者による使用が、不使用取消しに対する有効な反論となる。

(x) 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

通常商標と同一である。

(xi) 出願料、更新料

通常商標と同一である。

出願料：R\$ 415.00、登録料：R\$ 745.00、更新料：R\$ 1,065.00

(2) 地理的表示のみ・品質表示のみからなる商標を証明標章として登録する場合の考え方

(i) 商標法における地理的表示に関する特別な取扱い

地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識は登録することができない（第124条(IX)）。

(ii) 記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由とその例外規定

識別の対象とする製品又はサービスに関連する、一般的な、必然的な、共通の、通常の、若しくは単に説明的性格の標識、又は製品若しくはサービスについて、その性質、原産国、重量、価格、品質及び製品の生産若しくはサービス提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識は登録することができない。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く（第124条(VI)）。

(iii) 証明商標の記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由の例外

規定なし。

(iv) 記述的商標（品質、地名）について、証明商標であれば登録を認める場合に特有の識別性の考え方

該当なし。

(3) 独自の地理的表示保護制度及び両者の関係

(i) 独自の地理的表示保護制度

知的財産権法 第4章 地理的表示 (第176-182条)

(ii) 商標法における調整規定

規定なし

(iii) 独自の地理的表示保護制度における調整規定

規定なし

海外質問票調査（証明商標）⑩ブラジル

1. 商標法（商標制度を規定した産業財産権法）における「認証・証明マーク」の保護

貴国において、「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度（証明商標制度又はその他の「認証・証明マーク」を保護し得る制度）の詳細について、下記項目ごとにご回答ください。

1-1. 定義・規定等の関連条文について

(1) 貴国の証明商標制度（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の定義・規定の条文は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

(2) 政令、審査基準等でより具体的に記述されている項目については、その内容について、追加で記入ください。

表1. 証明商標制度に関する定義・規定等（Law No. 9.279/96, IPLaw ("LPI"）

項目	条文・規定等
1	証明商標の定義 第123条 本法の適用上、次に掲げる定義が適用される。 (I) 略 (II) 証明標章：ある製品又はサービスが、品質、特性、使用した原料及び方法等に関し、一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章 (III) 略 商標マニュアル2.2も参照
2	証明商標の保護対象に関する特別な規定 規定なし
3	出願人の主体要件 第128条 自然人、又は公法若しくは私法に基づく法人は、標章登録出願をすることができる。 (1)(2) 略 (3) 証明標章については、証明の対象とする製品又はサービスに直接の商業的又は工業的利害関係を有していない法人に限り、その登録出願をすることができる。 (4) 略
4	出願時に必要な提出書類 第148条 証明標章の登録出願には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (I) 証明の対象とする製品又はサービスの特徴、及び (II) 標章所有者が採用する予定の管理措置補項 (I)及び(II)にいう書類を出願時に提出しない場合は、60日の期間内に提出しなければならない。提出がないときは、その出願は最終的に却下される。
5	使用規則に記載すべき項目 ブラジルの産業財産法およびブラジル特許商標庁は、使用規則において記載すべき項目について規定していない。これは、出願人の裁量の問題とされる。もともと、出願人は、証明の対象とする商品または役務の特徴、および、登録者が採用する予定の管理措置について記載すべきである。
6	出願の審査 (1) 概要 (原則) 第158条 出願が受理されたときには、その出願は公告されるものとし、その後の60日の期間内に、異議申立をすることができる。 (1) 異議申立があったときは、出願人に通知するものとし、出願人は60日の期間内に意見書を提出することができる。 (2) 第124条(XXIII)又は第126条を根拠とする異議申立、行政上の無効手続及び司法上の無効手続は、その提起日から60日以内に、本法による登録出願が第124条(XXIII)又は第126条に基づくものであることを証明しない限り、考慮されない。 第159条 異議申立期間が経過した後には、又は異議申立

		があったときは意見書提出が認められた期間の終了時に審査が行われるものとし、その過程で要求が定められ、それに対する回答を60日の期間内に提出することが求められる。 (1) 前記の要求についての回答が行われなかったときは、出願は、最終的に取り下げられたものとみなされる。 (2) 回答が行われた場合は、要求が満たされていないか又は要求の設定に反論がされている場合であっても、審査は続行される。
7	出願の審査 (2) 使用規則の内容について審査・品質に関する審査	第148条 証明標章の登録出願には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (I) 証明の対象とする製品又はサービスの特徴、及び (II) 標章所有者が採用する予定の管理措置補項 (I)及び(II)にいう書類を出願時に提出しない場合は、60日の期間内に提出しなければならない。提出がないときは、その出願は最終的に却下される。 第149条 使用規約の変更については、すべての変更条件を記載した正式の申請書をもって、INPIに届け出なければならない。届け出がないときは、その変更は考慮されない。 第150条 団体標章及び証明標章を使用するためにはライセンスを必要とせず、使用規約中に記載されている使用許可をもって足りるものとする。 第154条 過去に使用され、かつ、その登録が消滅させられた団体標章及び証明標章は、その登録の消滅から5年が経過するまでは、第三者の名義で登録を受けることができない。 商標マニュアル5.15: 「(前略) 証明商標の出願人は、以下を含む書類を提出しなければならない。 - 証明の対象となる商品または役務の特徴。商品または役務の種類、品質、性質、使用材料、製造 [方法]、またはサービスの提供 [方法] について、特に出願人が重要だと考える事柄を説明すること。証明の対象となる商品又は役務について規定する特定の法律、規則又は技術仕様がある場合には、製法に添付する必要がある。 - 証明の対象となる商品または役務が基準に一致していることを証明するために、商標権者が用いる管理措置、ならびに、不適切な商標の使用の場合の制裁。(後略)」
8	登録要件 (1) 主体的要件	3参照
9	登録要件 (2) 使用規則	7参照
10	登録要件 (3) 標章についての拒絶理由 (3-1) 通常商標にも適用される原則規定	
	(a) 絶対的拒絶理由	第124条 次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。 (I) ブラジル、外国又は国際機関の公の盾、紋章、メダル、旗章、記章、記念物、又はそれらの名称、図形若しくは模造 (II) 単独の形での文字、数字及び日付。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。 (III) 語句、形象又は図形その他の標識であって、道徳若しくは品位の基準に反するか、又は他人の名誉若しくは印象を害するか、又は良心、信条、信仰の自由若しくは尊敬及び崇拜に値する思想及び感情を損なうもの (IV) 公共の団体又は機関の名称又はイニシ

	<p>ヤルであって、当該団体又は機関それ自体によって登録申請がされていないもの</p> <p>(V) 第三者に属する組織又は企業の名称に係わる特徴的又は識別要素の複製又は模造であって、その識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞があるもの</p> <p>(VI) 識別の対象とする製品又はサービスに関連する、一般的な、必然的な、共通の、通常の、若しくは単に説明的性格の標識、又は製品若しくはサービスについて、その性質、原産国、重量、価格、品質及び製品の生産若しくはサービス提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識。ただし、十分に識別的形状を具えているものを除く。</p> <p>(VII) 単に宣伝手段としてのみ用いられる標識又は文言</p> <p>(VIII) 色彩及びその名称。ただし、独特かつ識別的方法により配置又は結合されているものを除く。</p> <p>(IX) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識</p> <p>(X) 標章の使用対象である製品又はサービスに関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識</p> <p>(XI) 何れかの種類又は性質の基準を保証するために正規に使用される公の印章の複製又は模造</p> <p>(XII) 第154条の規定に従って第三者が団体標章又は証明標章として登録している標識の複製又は模造</p> <p>(XIII) 公の又は公に認められた運動、芸術、文化、社会、政治、経済又は技術に係る行事の名称、賞牌又は表象、及びその模造であって、誤認を生じさせる虞があるもの。ただし、その行事を推進する管轄の機関又は団体の許可を得ている場合を除く。</p> <p>(XIV) 連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の権利書、保険証書、硬貨及び紙幣の複製又は模造</p> <p>(XV) 第三者の個人名若しくはその署名、姓、父称の名又は肖像。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。</p> <p>(XVI) 著名な雅号又は愛称、個人又は団体の芸術上の名称。ただし、その所有者、相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。</p> <p>(XVII) 文学、芸術又は科学の著作物、並びにその題名であって、著作権によって保護されており、かつ、混同又は関連の虞があるもの。ただし、それに係る著作物又は権利所有者の承諾を得ている場合を除く。</p> <p>(XVIII) 識別対象とする製品又はサービスに関連する産業、科学及び技術において使用されている技術用語</p> <p>(XIX) 同一、類似又は同種の製品又はサービスを識別若しくは証明するために他人が登録している標章の全部又は一部、更に付加があればそれを含めて複製若しくは模造したものであって、他人の標章と混同又は関連を生じさせる虞があるもの。</p> <p>(XX) 同一所有者が同一の製品又はサービスに関して有する二重標章。ただし、同じ種類の標章の場合、識別することができる形状を具えているときを除く。</p> <p>(XXI) 製品若しくは包装に係わる必然的な、共通の若しくは通常の形状、又は技術的成果の観点から不可欠な形状</p> <p>(XXII) 他人の意匠登録によって保護されている対象</p> <p>(XXIII) 出願人が事業活動上当然に知っている管の標章であり、かつ、ブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する者の所有に係わるものの全部又は一部を模造し又は複製した標識。ただし、この規定は、その標章が、同一、類似</p>
--	--

	又は同種の製品又はサービスを識別するためのものであり、前記他人の標章との間で混同又は関連を生じさせる虞があることを条件とする。
	商標マニュアル 5.9も参照
(b) 絶対的拒絶理由の例外（使用等による識別性の獲得等）	ブラジル特許商標庁は、識別性の獲得ということを抗弁の主張として認めていない。
(c) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由	<p>第124条 次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。</p> <p>(IX) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識</p> <p>(X) 標章の使用対象である製品又はサービスに関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識</p> <p>商標マニュアル 5.11.9も参照。</p>
(d) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由(c)の例外	規定なし
(3-2) 証明商標に関する特則	
(a) 証明商標の識別性に関する規定	通常の商標と同じ条文が適用される。
(b) 証明商標に特有の拒絶理由	<p>第124条 次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。</p> <p>(XII) 第154条の規定に従って第三者が団体標章又は証明標章として登録している標識の複製又は模造</p> <p>商標マニュアル 5.9も参照。</p>
(c) 証明商標に特有の拒絶理由(b)の例外	規定なし
(d) その他の特則	規定なし
11	使用規則の公開 規定なし
12	審査における使用規則等についての関係省庁への照会 規定なし
13	<p>通常商標と同じ条文が適用される。</p> <p>第129条 標章の所有権は、本法の規定による有効な登録をすることによって取得され、団体標章及び証明標章に関しては第147条及び第148条の規定に従った所有者には、国内全域における排他的使用が保証される。</p> <p>(1) 優先日又は出願日に、ブラジル国内において少なくとも6月間、同一、類似又は同種の商品又はサービスを識別又は証明するために、同一又は類似の標章を善意で使用していた者</p> <p>は、登録についての優先の権利を有するものとする。</p> <p>(2) 当該優先の権利は、標章の使用に直接に関連している事業若しくは会社又はその一部と共にする場合にのみ、譲渡又はリースにより、移転することができる。</p> <p>第130条 標章についての登録所有者又は出願人は、次に掲げる事項についての権利も保有する。</p> <p>(I) 自己の登録又は登録出願を移転させること</p> <p>(II) 標章のライセンスを許諾すること</p> <p>(III) 標章の本質的な信頼性又は名声を守ること</p>

		<p>第131条 本法によって与えられる保護は、標章所有者の事業活動に係わる文書、印刷物、広告及び書類への標章の使用にも及ぶものとする。</p> <p>商標権者は、第三者がその商標を記述的な形式で使用するのを防止することができる。</p>
14	許諾によりマークを使用する者は使用権者であるか。法定の実施権が規定されているか。	そのようなことはない。許諾によりマークを使用する者は、許諾による使用者にすぎない。
15	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか。	提起できる
16	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか。	勘案される
17	通常使用権者と許諾によるマークを使用する者の権利との間に相違があるか。	<p>使用権者 (licensee) は、ライセンス契約の中で規定されたかたちで、上記マークの利用に関連した全ての権利を有する。許諾によりマークを使用する者 (authorized user) は、商品または役務が上記証明の品質基準に達していることを示すために、当該マークを使用できるようにすぎない。</p> <p>許諾によりマークを使用する者 (authorized user) は、使用権者1 (licensee) になることはできない。この者は、証明の対象となる商品または役務について、直接の商業上または工業上の利害を有しているからである。</p>
18	第三者の正当な使用に対する調整規定	<p>第132条 標章所有者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(I) 商人又は販売業者が、製品の販売又はその促進のために、識別性を有するその者自身の標識を製品の標章と共に使用することを阻止すること</p> <p>(II) 付属部品の製造業者が、製品の用途を表示するために標章を使用することを妨げること。</p> <p>ただし、この規定は、製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする。</p> <p>(III) 第68条(3)及び(4)の規定を除いて、標章の所有者により又はその同意を得た他人により国内市場に出された製品について、その自由な流通を妨げること</p> <p>(IV) 講演、学術若しくは文芸的作品、又はその他の出版物において、標章に言及するのを妨げること。ただし、この規定は、前記の言及が商業的な含意なしに、かつ、標章の識別性を害することなく行われることを条件とする。</p>
19	商標権者自身の使用の可否	<p>第128条 (3) 証明標章については、証明の対象とする製品又はサービスに直接の商業的又は工業的利害関係を有していない法人に限り、その登録出願をすることができる。</p>
20	商標権者の管理義務違反への制裁、取り消し事由	<p>第151条 団体標章又は証明標章の登録は、第142条に規定した消滅事由に加え、次の場合にも消滅する。</p> <p>(I) それに係わる団体が存在しなくなったこと、又は</p> <p>(II) 使用規約に規定したものとは異なる条</p>

		件の下で標章が使用されたこと
21	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れるか。	免れることができる。マークは権利者によって直接使用されないため、許諾によりマークを使用する者による使用が、不使用取消しに対する有効な反論となる。
22	出願料・登録料・更新料	出願料: R\$ 415.00 登録料: R\$ 745.00 更新料: R\$ 1,065.00

(3) 証明商標のみならず、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、その商標制度（通常商標、団体商標、その他の商標）について記載ください。その旨が明示的に規定されている条文がある場合、条文番号および条文内容を教えてください。

回答：証明商標は、証明商標としての保護だけを受けることができる。

1-2. 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

(1) 貴国の証明商標（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の登録区分について、通常商標、団体商標との違いはあるでしょうか。違いがある場合は、証明商標の登録区分について、教えてください。

回答：違いはない。登録区分は同一である。

(2) 貴国において、証明商標の権利者は、その認証・証明マークが貼られて使用される商品・役務の全てを権利として取得し、保有するものであるか。

回答：そうではない。権利者は、商品が所定の基準を満たしていることを証明する権利を獲得するものである。

(3) 国際分類表（アルファベチカルリスト）の商品及び役務の区分第42類には、例えば「Quality control（品質管理）」、「Material testing（材料検査）」、「Evaluation of wool(Quality-)（羊毛の品質評価）」及び「Water analysis（水質分析）」等の表示がある。貴国の証明商標の権利者（認証機関等）は、第42類のこのような指定役務を、証明商標を付して使用する商品・役務とは別に保有するものであるか。

回答：そうではない。権利者は、商品が所定の基準を満たしていることの証明に関する権利を獲得するだけである。

1-3. 「認証・証明マーク」の識別性の要件・考え方について

(1) 証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）の登録にあたっての「識別性」について、貴国ではどのように考えられていますか？証明商標の識別性の考え方は、通常商標のものと異なりますか？

- (a) 周知性（例えば、セカンダリーミーニングの有無等）により識別性を認める。
- (b) 特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。
- (c) 上記(a)(b)の両方を考慮する。
- (d) 上記(a)(b)に加え、(あるいは別個に) その他の要件として、識別性を生じさせるものとして考慮される要素がある。（具体的に記載してください。）

回答：(b)
「特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。」

(2) 地名の文字（地理的表示）のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」を、証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）として登録する場合、その識別性とはどのような考え方によるものでしょうか。

回答：証明商標は、識別性に関しては、通常の商標と同じ要件を満たさなければならない。

(a) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる文字標章は、本来は識別性を有しないものです。これを登録する場合の考え方は、上記(1)(b)のように、証明される商品・役務が、証明されていない商品・役務と識別され

ているというのでしょうか。もし別の考え方により識別性を認定しているのであれば、その内容を記載してください。

回答：地名を表示する文字は、証明商標として登録することはできない。

(b) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」について、貴国における実例につき、登録例及び拒絶例（審決）を数例ずつ例示してください。

回答：該当なし

(3) 証明商標特有の識別性の考え方がある場合、審査官がそのことを判断するため定義・基準・例示等の特別な言及が審査基準等にありますか？ある場合、その内容を教えてください。また、証明商標特有の識別性の考え方に起因して拒絶理由通知を受けた場合、出願人が取る対応として、どのようなものがあるのでしょうか。

回答：証明商標特有の識別性の考え方はない。審査基準等に特別な言及はない。

(4) 証明商標のみならず、通常商標、団体商標、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、登録におけるそれらの識別性の要件に違いがあるか。

回答：違いはない。

1-4. 「認証・証明マーク」の識別性に関する裁判例について
上記1-3に関連して、貴国の商標に関する裁判例において、「認証・証明マーク」の識別性の観点から判断をした事例があれば教えてください。(判例1件につき最大800語程度)

回答：そのような裁判例は見つからなかった。

2. 地理的表示を保護する商標制度以外の制度

貴国が、商標法による保護制度以外の地理的表示保護制度を有する場合、両者の保護制度の違い及び相互の保護制度に関する調整規定について、下記にご回答ください。

2-1. 地理的表示を保護する制度について

「認証・証明マーク」が、地理的表示である場合、商標制度以外に、どのような法制度により、保護を受けることが可能でしょうか。

回答：ブラジルの産業財産法においては、両制度は異なるものであり、それぞれ独自の保護手続を有している。

(1) 貴国の地理的表示の保護制度を規定した法律及び保護対象産品は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

表2. 商標制度以外の地理的表示保護制度

規定	対象産品
知的財産法 第4章 地理的表示 第176-182条	全ての商品/役務 (特定されていない)

●保護対象産品によって保護が異なる場合、その対象産品ごとに区別してご回答ください。

例：(i) ワイン、(ii) スピリッツ、(iii) 農産品・水産物・食品、(iv) 手工芸品・工業製品、(v) その他

●保護対象についての明文の規定がない場合、その旨をご記入ください。

回答：商品の種類によって保護が変わるということはない。

2-2. (地理的表示を保護する制度について) 保護制度の概要及び商標制度との違いについて

2-2-1. 上記の各保護制度の内容について、商標制度による保護と、その内容・保護対象等において何が違うのか。別添1の項目(1)～(12)について、内容の違いを対比して記載ください。

回答：別表1の表を参照

2-2-2. 地理的表示を保護する制度と商標制度との使い分け

実務において、両制度の使い分けが考慮されている状況があれば、その状況について記載ください。

2-3. (商標法による保護と、地理的表示を保護する制度について) 保護制度に関する相互の調整規定について

2-3-1. 商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）における、地理的表示を保護する他法との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

(1) 審査時（登録要件）

回答：

第124条

(IX) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識

(X) 標章の使用対象である製品又はサービスに関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識

商標マニュアル5.9.も参照のこと

(2) 登録後（効力等）：**該当なし**

(3) その他：**該当なし**

2-3-2. 地理的表示を保護する他法における、商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

(1) 審査時（登録要件）

回答：

第181条

出所表示又は原産地呼称となっていない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、製品標章又はサービス標章の特徴的要素として使用することができる。

(2) 登録後（効力等）：**該当なし**

(3) その他：**該当なし**

以上

別添 1

表 3. [ブラジル] 地理的表示保護制度と商標制度との相違

商標法/知的財産法 証明商標制度		地理的表示保護制度
(1) 保護対象となる物 (商品・サービス等)	全ての商品/役務 (法による限定はない)	全ての商品/役務 (法による限定はない)
(2) 保護対象となり得る名称（どのような標章について保護され得るか、対象となる標章に限定があるか（例：地名のみからなる文字標章は保護され得るか）、一般名称の取り扱いに関する規定の有無及びその内容）	第 181 条 出所表示又は原産地呼称となっていない地理的名称は、それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として、製品標章又はサービス標章の特徴的要素として使用することができる。 第 124 条 次に掲げるものは、標章としての登録を受けることができない。 (IX) 地理的表示若しくは混同を生じさせる虞があるその模造、又は地理的表示であると誤認させる虞がある標識 (X) 標章の使用対象である製品又はサービスに関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について、虚偽の表示となる標識	第 176 条 地理的表示とは、出所表示又は原産地呼称をいう。 第 177 条 出所表示とは、国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的名称であって、一定の製品の抽出、生産若しくは製造、又は一定のサービスの提供に係わる中心地として知られているものを意味する。 第 178 条 原産地呼称とは、国、その領土内の都市、地方又は場所の地理的名称であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的環境に起因する品質又は特性を備えた製品又はサービスを指定するものをいう。
(3) 登録主体の要件（法人格の有無、個人・政府機関の可否、機関に対する公的機関・第三者機関による認証の可否等）	私人、又は私法若しくは公法に基づく法人は、証明商標の登録出願をすることができる。ただし、証明の対象とする商品または役務に関して、直接の商業上または工業上の利害関係を有していない場合に限る（産業財産法第 128 条）。	生産者および加工業者の集合体（法人格を有していないものを含む）。 規則 No.25/2013 第 5 条「次のものは、法的手続上、地理的表示の登録申請を行うことができる。その地域内にある地名を排他的に使用することを法的に認められたコミュニティを代表する団体、施設および会社。」
(4) 主な登録要件（識別性の考え方（周知性が必要か、生産地との関係が必要か）	当該証明商標が、通常の識別性要件を満たしている必要がある。マークが周知である必要はない。	当該地域が、その商品/役務で知られている必要がある。
(5) 使用方法に関する規定・制限があるか（表示義務等）	規定なし	規定なし
(6) 品質管理に関する規定（品質管理規定の可否、規定の審査の有無、行政機関による実施体制チェックの有無等）	証明商標の登録出願を行う際、出願人は、当該マークの使用について規制するために採用される管理措置について示さなければならない（産業財産法第 148 条）。ただし、同法は、管理措置の詳細につい	地理的表示の出願を行う際、出願人は、原産地名を排他的に使用する権利を有する生産者または役務提供者と、表示の対象となる商品または役務について、管理を行う仕組みが存在するという証拠を提出しなけれ

	ては述べていない。	ばならない（規則 No.25/2013 第 8 条）。
(8) 効力	第 129 条 標章の所有権は、本法の規定による有効な登録をすることによって取得され、団体標章及び証明標章に関しては第 147 条及び第 148 条の規定に従った所有者には、国内全域における排他的使用が保証される。	第 179 条 地理的表示に係わる保護は、地理的表示の図式的又は象徴的な表現、及びその名称が地理的表示である国、その領土内の都市、地方又は場所についての地理的表現にも及ぶものとする。
(9) 効力範囲（対象となる商品・サービス等の範囲、効力が及ばない範囲の規定等）	登録商標もしくはそれに類似する商標	登録された地理的もしくはそれに類似する表示
(9) 他者の不正使用に対する規制手段（行政機関による取締り、権利者による請求等）	商標権者は、権利侵害に対しては差止命令と損害賠償を請求することができる。商標侵害は、ブラジル産業財産法により、犯罪として定義されている（第 3 章、第 189-190 条）。	権利者は、権利侵害に対しては差止命令と損害賠償を請求することができる。地理的表示の侵害は、ブラジル産業財産法により、犯罪として定義されている（第 5 章、第 192-194 条）。
(10) 費用、保護期間等	証明商標 - 415.00 レアル 有効期間：10 年間。さらに 10 年間更新可能である。	出所の表示 - 590.00 レアル 原産地名 - 2,135.00 レアル 有効期間：無期限
(11) 申請先	ブラジル特許商標庁	ブラジル特許商標庁
(12) その他の特記すべき事項	なし	なし

以上

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成29年3月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp